

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

会社名・拠点名	株式会社中央図研
事業所の住所	〒460-0025 愛知県名古屋市中区古渡町15番地20号
派遣労働者の数	84人（2024年7月31日現在）
派遣先事業所数	10社
派遣料金の1人あたりの平均額	38,259円（1日8時間当たり換算）
派遣労働者の賃金の平均額	22,252円（1日8時間当たり換算）
マージン率	41.8% （令和5年度：2023年8月～2024年7月）
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2024年4月1日～2025年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	機械設計、CATIA・CAEによる設計教育 ※キャリアアップに資する教育訓練参照

【マージン率に含まれるもの】

- ・社会保険料：雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの保険料
- ・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費用、慶弔休暇に充当した費用
- ・教育研修費：資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用
- ・広告宣伝費：営業・管理・採用活動等、求人広告費用
- ・派遣元会社経費：オフィス賃料、事業運営にあたる労働者の人件費、通信費等をはじめとする諸費用
- ・営業利益

キャリアアップに資する教育訓練

訓練内容	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
航空機関連基礎教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
自動車関連基礎教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
設計/解析技術者教育 (基礎)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
マニュアル技術教育 (基礎)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
設計/解析技術者教育 (応用)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
マニュアル技術教育 (応用)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
I Tスキル/最新技術 関連教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
中堅・ベテラン社員 教育 (4年目以降)	派遣中	OFF-JT	無償	有給